

# 伊勢市議会基本条例（案）のパブリックコメントについて

## 1. 意見募集する案件

伊勢市議会基本条例（案）

## 2. 周知の方法（予定）

公告、伊勢市議会ホームページ、広報いせ 7 月 15 日号、CATV 文字放送

## 3. 案の縦覧場所（19 箇所）（予定）

- ①議会事務局（小俣総合支所 3 階）、②市役所（東館：総務部総務課）
- ③二見・④小俣・⑤御園の各総合支所生活福祉課
- ⑥神社・⑦大湊・⑧浜郷・⑨宮本・⑩豊浜・⑪北浜・⑫城田・⑬四郷・⑭沼木の各支所
- ⑮伊勢図書館、⑯小俣図書館
- ⑰生涯学習センターいせトピア、⑱二見生涯学習センター、⑲いせ市民活動センター

## 4. 提出方法（予定）

直接持参、郵送、ファックス、Eメール

## 5. 意見提出の対象者（予定）

- ・伊勢市に住所を有する方
- ・伊勢市に事務所又は事業所を有する方
- ・伊勢市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・伊勢市に存する学校に在学する方
- ・伊勢市に対して納税義務を有する方
- ・本案件に利害関係を有する方

## 6. 意見の募集期間及び提出期限

募集期間：平成 29 年 7 月 14 日（金） ～ 平成 29 年 8 月 14 日（月）

提出期限：平成 29 年 8 月 14 日（月）必着